

## 仕 様 書 (日用品)

### 1. 案件名

平成31年度公立大学法人大阪府立大学中百舌鳥キャンパスにおける在庫消耗品の購入に係る単価契約

(日用品14品名)

### 2. 契約について

本契約は、公立大学法人大阪府立大学（以下「大学」という。）が一定期間に継続的に購入する物品の単価を定めることを主目的とした単価契約です。本契約に基づく随時の売買契約は、大学総務部財務課（以下「財務課」という。）が受注者に発注書をFAXで通知し、それに対し受注者が受注回答・納品をすることによって成立します。

契約単位は用品ごとに異なる（例：「袋」、「箱」、「本」）。

### 3. 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。

### 4. 公開見積合せ参加の要件

公開見積合せの参加要件は、次に掲げる者とする。

- (1) 公開見積合せの参加申請の日において、公立大学法人大阪府立大学入札参加停止要綱（以下「停止要綱」という。）に基づく指名停止措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (2) 公開見積合せの参加申請の日において、大阪府物品・委託役務関係指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (3) 公開見積合せの参加申請の日において、大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく指名除外の措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

### 5. 購入物品及び発注予定数量

- (1) 購入物品は、見積書に記載のとおりです。
- (2) 発注予定数量（見積書に記載）は、あくまで予定であり、必ず発注する数量を確約するものではありません。

### 6. 発注及び発注回数

- (1) 発注は、原則として財務課が中百舌鳥キャンパス分をとりまとめて一括で行います。
- (2) 契約期間中の発注回数は、物品により異なり、概ね数回から20回です。

### 7. 納品条件

- (1) 納品は、納品検収センター（B4棟西隣）で検収を受けた後、大学の指定する場所（各棟倉庫

単位。)に納品すること。

(2) 納品の際は、別添「グリーン配送等の条件」を遵守すること。

(3) 中百舌鳥キャンパスでは、大学構内交通規制（ノーバイク・ノーカーズーン）を実施しているので、あらかじめ、ご了承ください。

## 8. 見積書・仕様書等

(1) 見積書（指定様式）・仕様書等交付

平成30年12月18日（火）以降、大学ホームページの入札・調達関連情報＞物品・委託役務＞物品・委託役務発注情報＞物品発注情報（見積合せ）から交付する。（見積書は、エクセル及びPDFで交付。）

(2) 見積書の提出期間及び場所

見積書は、下記担当者あて事前に連絡した上、持参・提出すること。

提出期間：平成31年1月10日（木）～1月17日（木）

午前9時から10時30分及び午後3時から4時30分まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

提出場所：大学(中百舌鳥キャンパス) 財務課 納品検収センター（B4棟西隣）

担当：中林 電話072-254-9673

## 9. 見積方法・見積条件・無効の見積り

(1) 見積書の記入については、以下の点に留意すること。

① 見積書に記載した品名のメーカー・型式、規格をもとにした発注（契約）単位で見積ること。（同等品による見積りは不可）

② 見積金額は、消費税を含む金額（円未満切捨）を記入すること。

※辞退する品名がある場合は、見積金額欄に「辞退」と記載してください。

(2) 無効の見積書

次の各号に該当する見積書は、無効とする。

① 4の参加要件を満たしていない者が行った見積り

② 所定の日時及び場所に提出しない見積り

③ 記名押印を欠く見積り

④ 金額を訂正した見積り又は金額の記載の不鮮明な見積り

⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り

⑥ 参加者の氏名及び押印のない見積り

⑦ 談合その他の不正行為を行ったと認められる見積り

⑧ 同一の案件について、2以上の見積書を提出した者の見積り

⑨ 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反した参加者の見積り

## 10. 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に質問がある場合は、案件ごとに下記の期間に「仕様書等に対する質問書（様式第1号）」

を提出すること。なお、提出方法は8(2)の見積書提出場所へ持参するものとする。

質問受付期間：平成30年12月26日(水)～平成30年12月28日(金)

(2) 質問の回答は、下記の期間、見積書提出場所で閲覧に供する。

質問書回答期間：平成31年1月8日(火)～1月17日(木)

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

## 11. 契約の相手方の決定

(1) 契約の相手方の決定

① 単価契約の締結に際しては、物品ごとに見積合せを行い、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した業者と契約を締結する。

最低の価格が2者以上あるときは、当該見積者によるくじ引きにより決定する。この場合において、くじを辞退することはできません。また、当該見積者でくじを引かない業者があるときは、当該見積者に代えて、当該公開見積合せ事務と関係のない職員がくじを引くこととする。

② 見積合せの結果、最低見積価格が、予定価格を超えている場合は、当該最低見積価格を提示した業者と価格交渉の上、契約を締結する。

③ 契約締結業者については、後日文書にて決定通知を行い、単価契約を締結する(仕様書12. その他(4)参照)。

(2) 大学が調査した市場価格を上回る場合

業者の見積価格について、大学が調査した市場価格を上回る場合は、単価契約の締結をしないものとするとともに、契約締結後の場合は購入しないものとする。

(3) 契約物品が製造中止等により納品できないとき

契約締結後、契約物品が製造中止等により納品できないときは、すみやかに大学にその旨の申出を行い、大学の指示に従うこととする。

## 12. その他

(1) 公開見積合せの中止等

① 公開見積合せに参加しようとする者が相連合し、又は不穏な行為をする等の場合で、公開見積合せを公正に実施することができない状態にあると認められるときは、当該見積合せを延期又は中止することがある。

② 天災等その他やむを得ない理由があると認められるときは、当該公開見積合せを延期し、又は取りやめることがある。

③ 契約の相手方が決定した後において、談合その他不正行為による見積合せがあったと認められるときは、当該公開見積合せを無効とする。

(2) 納品に際して発生したゴミ等は、受注者が処理、清掃を行う。

(3) 契約期間中に消費税率の変更が生じた場合は、その変更内容に応じて契約単価の変更(1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額を税込単価とする)を行う。

(4) その他、本仕様に定めのない事項で疑義が生じたときは、下記問合せ先担当者との協議すること。  
問合せ先

大阪府立大学中百舌鳥キャンパス 財務課 納品検収センター（担当：中林）

午前 9 時から 10 時 30 分及び午後 3 時から 4 時 30 分まで

TEL（直通）及び FAX：072-254-9673

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）